

札幌市立義務教育学校福移学園

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

また、いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題としてとらえる。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切である。

このことから、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめの定義および基本的理解

(1) 「いじめ」の定義

いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

(2) 「いじめ」の基本的理解～いじめかどうかを判断するのは、まずは子どもである～

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

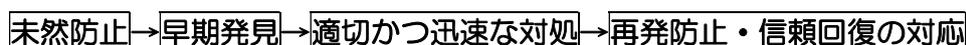
- ① いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ③ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応する。
- ④ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する。

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止の取組

<プロセス>



(1) 「いじめの未然防止」について

いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な児童生徒指導を推進する。

① いじめの認識の共有

ア 情報共有・子ども理解の目を鍛える・調査方法の心得やスキルの習得

② いじめ予防の学習

ア 「いじめに関する共通理解を促進する学習」の必要性

イ 児童生徒の主体的ないじめ問題への考え方を深めたり議論し合ったりする取組

ウ いじめを辞めさせるための行動をとる重要性の理解

エ 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える風土の醸成

オ いじめに強い集団作り(差異を認証し合う集団作り)

<重点的な取組>

重点的な取組	取組内容
話し合いを重視した授業の推進	・少人数グループや学級全体での話し合いを適宜取り入れる。 ・たて割り活動の中で話し合いの場を適宜設ける。
いじめに向かわない態度の育成	・人間関係プログラムや道徳の授業を要として、いじめの防止に向けた指導内容をプログラム化する。

③ 組織的・計画的な対応

ア いじめのリスク査定

イ 予防的な教育プログラムの選定・実施・見直し

<重点的な取組>

重点的な取組	取組内容
児童生徒支援対策委員会の開催	・月に1度、児童生徒支援対策委員会を開催し、児童生徒の情報交流やいじめの認知、解消の確認を行う。

(2) 「いじめの早期発見」について

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多く複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっている。しかし、その兆しはいじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも出ており、小さな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮する。また、全学校で取り組む「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他に、学校独自のアンケート調査を年2回実施し、いじめの早期発見を目指すとともに、研修会等を通して、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう指導力の向上を目指す。

① いじめかもしれないという情報が、オープンとなり得る状況を作る。

ア 組織的にスムーズな対応が可能となる。

イ 報告が良い結果につながる実感(日常の些細な報告が大切にされる職員室)

② いじめの認知

ア いじめの把握や疑いがあったときは、緊急に会議を開催し、情報を迅速に共有するとともに、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるかの否かの判断を行う。

(3) 「いじめの早期対応」について

早い段階から複数の教職員で的確な関わり合いを持ち、いじめを隠ぺい・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知し、対応する。

発見・通報を受けた場合には、速やかに学校体制で対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、場合によっては関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① いじめについての事実確認

ア いじめか否かの判断をくさためではなく、関係児童生徒・その他の児童生徒にどのような状況の変化が生じているのかという点に注目しての調査も必要(被害・加害の心情理解を伴いながら)

② 被害児童生徒への対応

ア 心のケアについて、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら行う。

イ いじめの再発に向けて、不安な気持ちを十分に聴き取り、見守りなどの安全確保と教育相談の体制に係る計画を立て、安心して学校生活を送ることができるよう留意する。

③ 加害児童生徒への対応

<教育的指導>

ア いじめの行為についての指導

イ 今後の学級、教室以外や校外における生活の指導

ウ 警察、児童相談所など関係機関との連携

エ 他校の児童生徒との間のいじめの場合は、他校との連携のもと慎重に行う。

※出席停止措置について検討する必要がある場合は、事前に教育委員会と十分な協議を行う。

オ カウンセリングの実施

<法的措置>

ア 学校が事実関係の把握において、起きたいじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの

として認識した場合は、対応について速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

④ 周囲の児童生徒への指導

ア はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることは、いじめを深刻化させることになることを改めて指導する。

イ 被害児童生徒と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導を児童生徒のプライバシーに十分留意して行う。

⑤ 保護者への対応

ア 速やかに関係する子どもの保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める。

イ 情報がもたらされた経緯によるが、原則として、事実が確認されるまでは、保護者に誤解を与えないよう留意する。

ウ いじめられた子どもの保護者には、家庭訪問等により直接保護者と会って、途中段階であっても事実関係をその日のうちに迅速に伝える。また、対応策について丁寧に説明し、了承を得る。

⑥ 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

ア 学校から教育委員会へ、いじめの発生及び対応について必要に応じて適宜報告するとともに、対応について助言を得る。

イ 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。

⑦ いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の二つの要件が満たされている必要がある。

- | |
|--|
| <p>① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。</p> <p>② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p> |
|--|

4 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法第28条及び第30条)

(1) 重大事態とは（国の方針）より）

① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次の様なケースなどが想定される。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への具体的な対応

① 重大事態発生への報告

- ア 学校から教育委員会に重大事態の発生を報告する。
- イ 児童生徒指導委員会(本校における校内いじめ防止対策会議)を開催し、情報の迅速な共有、事実関係の確認、指導や支援体制・対応方針の決定及び各関係者・関係機関との連携による適切な対応を行う。

5 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 設置する組織について(「法」第22条)

- ① 学校がいじめの問題に実効的に対応するために、学校に常設の組織を必ず設置することが「法」に規定されている。組織の役割や名称(例えば「校内いじめ防止対策会議」など)は、各学校で決めることとなるが、学校の状況に応じて既存の組織を活用して、法律に基づく組織として機能させることも可能とする。本校は児童生徒支援対策委員会が所管する。

② 取組内容の例

- ア いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急に会議を開き、情報の迅速な共有、関係児童生徒への聴取、事実関係を明確にして、指導や支援体制、対応方針を決定し、関係する保護者と連携した適切な対応を検討する。
- イ 「学校基本方針」に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成と実行、検証及び修正を行う(PDCAサイクルで検証をする)。
- ウ 月に1度会議を開き、いじめや問題行動などに係る情報を集約し、それらの情報は定期的に教職員に共有化を図る。
- エ いじめの相談、通報の窓口としての役割を遂行する。

③ 構成員について

校長を責任者と位置づけ、副校長、教頭、主幹教諭、支援部長、養護教諭、SCを構成員とする。必要に応じて当該学級担任、外部専門家、も構成員となる。いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

年 番 名前

【子どものサインを見逃さない】

<p>表情・態度 (保護者・教職員 が活用)</p>	<p><input type="checkbox"/>元気がなく、落ち込んでいる <input type="checkbox"/>視線を合わせようとしない、態度がおどおどしている <input type="checkbox"/>顔色が冴えない <input type="checkbox"/>表情が暗く、硬い <input type="checkbox"/>沈みこんだり、泣いたり、情緒が不安定である</p>
<p>学校内での様子 (教職員が活用)</p>	<p><input type="checkbox"/>遅刻や早退が目立ち、学校を休みがちである <input type="checkbox"/>持ち物や教科書、ノートなどにいたずら書きがある <input type="checkbox"/>傷やあざ、鼻血を出した跡がある <input type="checkbox"/>教職員から離れようとせず、何かを訴えたような行動をとる <input type="checkbox"/>仲間に入れずに一人でぼつんとしている <input type="checkbox"/>保健室の出入りがおおくなる <input type="checkbox"/>休み時間に便所などに閉じこもる <input type="checkbox"/>授業ぎりぎりに教室に戻る。または、教室に戻りたがらない <input type="checkbox"/>意見を述べると周囲から野次や奇声がとぶ <input type="checkbox"/>勝手に席を替えられている <input type="checkbox"/>人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人で仕事をしたりする <input type="checkbox"/>給食を食べ残すことが多くなる <input type="checkbox"/>一人で掃除や片づけをしていることが多い <input type="checkbox"/>生活ノートなどに不安や悩みを訴える <input type="checkbox"/>成績が急に下がる</p>
<p>集団での様子 (教職員が活用)</p>	<p><input type="checkbox"/>ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等を選ぶ <input type="checkbox"/>授業中、特定の子どもの方にみんなの視線が向く <input type="checkbox"/>いつも特定の子どもの机が曲がっている、机を離す状況がみられる <input type="checkbox"/>掲示板や黒板に悪口の落書きがある <input type="checkbox"/>些細なことで冷やかすグループがある <input type="checkbox"/>失言を笑われる子どもがいる <input type="checkbox"/>仲間に入れずに、一人になってしまう子どもがいる <input type="checkbox"/>一人で掃除や給食の片づけをしている子どもがいる <input type="checkbox"/>あるグループが、他の子どもに指示したり、威嚇したりする態度がみられる <input type="checkbox"/>おに遊びで常におにになるなど、遊びの中で不自然な状況がある</p>

<p>家庭での様子 (保護者が活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 朝、腹痛や頭痛を訴え、登校を嫌がる <input type="checkbox"/> 学校行事に参加したがない <input type="checkbox"/> 転校したい、学校に行きたくないと言い出す <input type="checkbox"/> 自分の部屋でぼんやりしていることが多い <input type="checkbox"/> 余分なお金を欲しがらる、家から金品を持ち出す <input type="checkbox"/> 人に物を貸すことが多くなる <input type="checkbox"/> 家族に八つ当たりや反抗する、感情の起伏が激しくなる <input type="checkbox"/> 学校であったことを話したがない <input type="checkbox"/> 言葉づかいが荒くなる <input type="checkbox"/> 口をきかなくなる <input type="checkbox"/> 食欲がなくなる <input type="checkbox"/> 友達が遊びに来なくなる <input type="checkbox"/> 友達が遊びに来ても居留守を使うことがある <input type="checkbox"/> 突然、友達に呼び出される <input type="checkbox"/> 寝つきが悪くなったり、寝不足が続いたりする <input type="checkbox"/> 下校後の服の汚れや破れが目立つようになる <input type="checkbox"/> 不審な電話がかかってくる <input type="checkbox"/> 携帯電話、スマホ、パソコンに嫌がらせのメールがある
----------------------------	---

札幌市教育委員会発行 生徒指導第14集<第三版>「いじめ問題への対応」から